

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第264号)

平成15年9月25日

横 情 審 答 申 第 264 号

平 成 15 年 9 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年3月8日建北指第1720号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請書に関する文書一式」、  
「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査申請書に関する文書一  
式」及び「工事監理者及び工事施工者選任届（平成12年5月11日受付）」の  
一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請書に関する文書一式」を一部開示とした決定は、妥当ではなく、別表に示す部分は、開示すべきであるが、「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査申請書に関する文書一式」及び「工事監理者及び工事施工者選任届（平成12年5月11日受付）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「確認番号第 H11 認建横北 002787 号建築確認申請書に関する文書一式」（以下「文書 1」という。）、「処分番号第 H12 確合建築横浜北部 00578 号中間検査申請書に関する文書一式」（以下「文書 2」という。）及び「工事監理者及び工事施工者選任届（平成 12 年 5 月 11 日受付）」（以下「文書 3」という。以下文書 1 から文書 3 までを「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成 13 年 12 月 12 日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

## ア 文書1について

文書1に記録されている個人の氏名については、個人を特定する情報である。

また、文書1のうち概要・外部仕上げ表及び内部仕上げ表については、個人の建築物の外部、内部の仕上げ等について詳細に記載しており、特に内部仕上げ表は、各階、各室ごとに詳細に記載しているため、特定個人の私生活及び内心に関わる個人情報であることから、本号に該当し非開示とした。

## イ 文書2について

文書2に記録されている個人の氏名及び電話番号については、職員が聞き取り

した際に記入したメモ書きであるが、当該内容から特定の個人が識別できることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ 文書3のうちの工事請負契約書については、私人間の自由な取引の証であって、内容は特定個人の資産状況や識別できる情報が記録してあることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

文書1及び文書2のうちの1階/2階平面図並びに文書1のうちのロフト階/屋根平面図及び矩形図については、構造用合板の厚みや構造に関わる情報、数値等が図示、記載してあり、設計の技術的ノウハウが含まれていることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 文書1及び文書2に記録された申請者個人印の印影並びに文書3に記録された届出者個人印の印影については、建築確認申請書に押印している印と同じ印であり、実印を押印していることが予定されるため、当該個人の財産権の保護に支障があることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 文書3のうちの工事請負契約書に記録された法人代表者印についても、書類の性質上登記印を押印していることが予定されるため、当該法人の財産権の保護に支障があることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当であるから、文書の開示を求める。
- (2) 文書1、文書2及び文書3の非開示とした部分を開示せよ。
- (3) 平成13年11月27日北部建築事務所で見つかったファイルにあった中間検査申請書の第三面右上の行に「設計ミス」と書かれてあったものが消されて開示された。
- (4) 赤字で細かく何行かにわたって書き込みされたファイルの一番上にあった書類を開示すべきである。
- (5) 個人情報本人開示請求をすれば全部開示と説明があったのだから開示されるのは当然である。こういう大事な書類が開示されないということは善良なる市民にとって不利であり、業者を守っているとしか思えない。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築確認申請等に関わる事業について

横浜市建築局北部建築事務所では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の定めにより、建築物の建設等を行う建築主から工事着手前に提出された建築確認申請書を受理し、当該建築物の計画が法及び関係法令等の基準に適合しているか、建築主事が書類審査を行い、また、工事が着手された後も適法に建設されているかを確認するため、検査申請書（中間・完了検査）等の検査申請図書の受理と現場検査を行っている。

また、法第93条の2は、「特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長）は、確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の内、当該処分に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。」と規定しており、実施機関は、これに従い、建築計画概要書について、建築事務所において、閲覧に供している。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第6条第1項により、建築主から提出された建築確認申請書一式、法第7条の3第1項により、建築主より提出された中間検査申請書一式並びに横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例20号。以下「建築基準条例」という。）第56条の4により、建築主より提出された工事監理者及び工事施工者選任届であることが認められ、内容については以下のとおりである。

#### ア 文書1について

文書1は、確認（再・変更）申請審議票（以下「審議票」という。）、確認申請書（建築物）第一面から第五面、委任状、概要・外部仕上げ表、内部仕上げ表（1）、案内図・敷地求積図、配置図、各階面積表、1階/2階平面図、ロフト階/屋根平面図、立面図（東側・北側・西側・南側）、立面図（A-A・B-B断面図）及び矩形図で構成されている。

(ア) 審議票には、受理番号、受理年月日、確認の特例、調整区域、容積率、建ぺい率、防火地域、風致地区、高度地区、角地緩和、最低限敷地面積、外壁後退、建築協定、下水処理、審査意見、合議欄等が記録されている。

(イ) 確認申請書第一面には、申請の記載、日付、申請者氏名・印影、設計者氏

名・印影、手数料欄、受付欄、消防関係同意欄、決裁欄等が記録されており、横浜市収入証紙が貼付されている。

- (ウ) 確認申請書第二面には、建築主等の概要が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (エ) 確認申請書第三面には、建築物及びその敷地に関する事項が、確認申請書第四面には、建築物別概要が、確認申請書第五面には、建築物の階概要がそれぞれ記録されている。
- (オ) 委任状には、委任内容の記載、建築物の地名地番、建築物の名称、建築物主要用途、申請の趣旨、日付、委任者の住所・氏名、印影等が記録されている。
- (カ) 概要・外部仕上げ表には、工事名称、敷地状況、構造・規模、面積、床面積、外部金物、外部仕上げ、その他の工事範囲等が記録されている。
- (キ) 内部仕上げ表(1)には、各階の室名、床、巾木、壁・腰壁、天井・天井高/形状の項目ごとの仕上げ内容等が記録されている。
- (ク) 案内図・敷地求積図には、計画申請地の住所、案内図、敷地求積表、敷地求積図等が記録されている。
- (ケ) 配置図には、方角や市道からの建築物の位置を示す図等が記録されている。
- (コ) 各階面積表には、1階床、2階床、ロフト床の求積図及び面積求積式、建築面積求積図、建築面積求積式、各面積表等が記録されている。
- (カ) 1階/2階平面図には、1階と2階の平面図、凡例等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (シ) ロフト階/屋根平面図には、屋根とロフトの平面図、凡例等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (ス) 立面図(東側・北側・西側・南側)には、建築物の東側・北側・西側・南側の立面図等が記録されている。
- (セ) 立面図(A-A・B-B断面図)には、建築物の2種類の断面図等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。
- (ソ) 矩形図には、構造の仕様や構造用合板の厚み等が数値等で図面上に記録されている。

#### イ 文書2について

文書2は、中間検査申請書第一面、第二面、第三面、法第12条第3項に基づく

(工事監理・工事状況)報告書(以下「工事監理・工事状況報告書」という。)、建築基準法施行令第46条第3項に基づく筋違計算書(以下「筋違計算書」という。)、1階/2階平面図、立面図(東側・北側・西側・南側)で構成されている。

(ア) 中間検査申請書第一面には、申請内容の記載、日付、申請者氏名・印影、設計者氏名・印影、検査を申請する建築物等の種類、検査欄、決裁欄等が記録され、手数料欄には、横浜市収入証紙が貼付されている他、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。

(イ) 中間検査申請書第二面には、建築主、設置者又は築造主等の概要が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われる個人の氏名、電話番号等のメモ書きが認められる。

(ウ) 中間検査申請書第三面には、申請する工事の概要が記録されている。

(エ) 工事監理・工事状況報告書には、建築確認済証番号、建築主氏名、建築場所等の他、確認項目、内容及びチェック結果等の報告事項が記録されている。

(オ) 筋違計算書には、建築物の概要、屋根及び壁による係数、壁及び軸組の種類による倍率、床面積による軸組計算、見付面積による軸組計算等の数値が記録されている。

(カ) 1階/2階平面図は、前記(2)アで述べたものと同様である。

(キ) 立面図(東側・北側・西側・南側)は、前記(2)アで述べたものと同様のものに建築事務所職員が書き込んだと思われる数値が認められる。

ウ 文書3は、工事監理者及び工事施工者選任届と工事請負契約書で構成されている。

(ア) 工事監理者及び工事施工者選任届には、日付、届出者住所・氏名・印影、建築確認年月日・番号、工事監理者・住所・氏名、工事施工者・住所・氏名、工事着手、特定行程等が記録されている。

(イ) 工事請負契約書には、発注者住所・氏名・印影、請負者住所・氏名・印影、工事名、工事場所、工期、引渡の時期、請負代金額、工事価格、請負代金の支払い、監理者住所・氏名・印影等が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を

識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、法第93条の2の規定に基づき、建築事務所において建築計画概要書を閲覧に供しており、本件申立文書に記録されている情報のうち、閲覧に供されている情報については、条例第7条第2項第2号ただし書きア「法令等の規定により公にされている情報」に該当するとして、本件処分においては開示している。

しかし、本件申立文書のうち、文書1に添付されている委任状、文書3に添付されている工事監理者及び工事施工者選任届は、委任者又は選任者の意思表示等をした証明書類であって、法第93条の2でいう閲覧に供さなければならない情報と同一の情報が記録されていたとしても、本件建築確認申請者が意思を表示した記録であるという上記文書の性格から、閲覧させなければならない情報と同一視することは適当ではなく、建築計画概要書により、公にされている情報であるからといって、委任状、工事監理者及び工事施工者選任届に記録されているすべての情報が開示すべきものであるとはいえない。

本件処分については、以上のような問題があるが、当該処分を異議申立人の不利益に変更することは許されないと解すべきである(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第5項参照)ことから、当審査会としては、本件非開示部分についてのみ本号の該当性について検討する。

ウ 実施機関は、本件申立文書のうち、文書1に記録されている特定個人に関する情報、概要・外部仕上げ表の全部、内部仕上げ表(1)の全部、文書2に記録されている個人の氏名及び電話番号並びに文書3の工事請負契約書の全部について、本号に該当するとして非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

エ 本件申立文書のうち、文書1の確認申請書第二面に建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きのうちの特定個人に関する情報、文書2の中間検査申請書第一面及び第二面に建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きのうちの個人の氏名及び電話番号は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

オ 文書1の概要・外部仕上げ表に記録されている情報のうち、工事名称(確認申請者以外の建築主名を除く)、敷地状況(防火関連、日影制限を除く)、構造・



規模（基礎を除く）、面積のうち、敷地面積、計画建ぺい率及び計画容積率の情報は、法第93条の2の規定に基づき、建築計画概要書で閲覧に供されている情報であり、非開示にする理由がないことから、本号本文には該当しない。

また、その余の部分については、外部金物等の材質、取付け場所等建築物の外部の仕様について詳細に記録されており、これらの情報は、特定個人の資産の内容に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当する。

カ 文書1の内部仕上げ表(1)には、建物内部の各室ごとの巾木、壁、天井の仕上げについて詳細に記録されており、これらの情報は、特定個人の資産の内容に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、内部仕上げ表(1)全体が本号に該当する。

キ 実施機関は、文書3の工事請負契約書については、私人間の自由な取引の証であって、内容は、特定個人の資産状況や識別できる情報が記載されていることから、本号に該当すると主張している。

建築基準条例第14条では、同条例第56条の4の規定による届出は、工事監理者及び工事施工者選任届に、当該工事の監理及び施工の引受けを行った旨を証する書面の写しを添付して行う旨規定している。

工事請負契約書は、建築基準条例第14条により、届出者が工事監理者及び工事施工者を選任したことを証するために添付されたものではあるが、工事請負契約書は、どのような条件で契約を締結するかを発注者と請負者との間で取決めた私的な文書であって、契約書全体が特定の個人に関する情報であるから、本号に該当する。

なお、これらの情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

#### (4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 及び文書 2 の 1 階/ 2 階平面図並びに文書 1 のロフト階/ 屋根平面図及び矩形図は、構造用合板の厚みや構造に係る情報、数値等が図示、記載してあり、設計の技術的ノウハウが含まれていることから、本号アに該当するとして非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書 1 及び文書 2 の 1 階/ 2 階平面図並びに文書 1 のロフト階/ 屋根平面図には、各階別に室、設備等のレイアウト及び構造物の寸法等が図面、数値で詳細に記録されている。また、文書 1 の矩形図には、屋根、天井、外壁、床等の構造や材質等が図面、数値で詳細に記録されている。これらの情報は、設計者がどのような構造、間取りにするかなどについて、創意と工夫をこらして設計したものであり、これらの情報を開示すると、設計者である当該法人の技術的ノウハウが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

(5) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 の確認申請書、委任状、文書 2 の中間検査申請書、文書 3 の工事監理者及び工事施工者選任届並びに工事請負契約書に記録されている申請者（届出者・発注者）個人の印影及び法人代表者の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

当審査会がこれらの印影について、見分したところ、申請者は、工事請負契約書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用していると思われ、通常、工事請負契約等の契約書には、文書の真正性を担保するために実印を使用することが想定されるから、これらの印影を公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該個人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。また、工事請負契約書に押印された法人代表者の印影についても、同様に、公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が非開示とした情報のうち、別表に示す部分は、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分を条例第 7 条第

2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

なお、実施機関においては、建築確認申請書という行政文書に、業務上とはいえ、安易にメモ書き等してはならず、今後、行政文書の作成にあたっては、十分注意すべきである。

## 別 表

条例第7条第2項第2号に該当しないとして、開示すべきと判断した部分

文 書 名	開 示 す べ き 部 分	
	欄 名 称	情 報
建築確認申請書中の 概要外部仕上げ表	工 事 名 称	工事名称、建設地、主要用途、工事種別、建築主名（申請者以外を除く）、住所、郵便番号、電話番号、工期（着工・竣工）
	敷 地 状 況	敷地面積、用途地域、基準建ぺい率、基準容積率
	構 造 ・ 規 模	構造・構造形式、階数、最高高さ、最高軒高
	面 積	敷地面積、計画建ぺい率、計画容積率

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月18日 (第16回第一部会)	・審議
平成15年8月1日 (第17回第一部会)	・審議